

意見募集期間：令和7年10月17日～令和7年10月30日

項	資料名	頁番号	質問者	項目	意見等	回答	修正 有無	修正内容
1	実施要項案	11	-	4. 入札に参加する者の募集に関する事項(法第14条第2項第4号)について	高知空港の航空保安業務を民間委託する際には、以下のリスクと課題が想定されます。 1. 人材・人員リスク 空港警備は一般施設警備より高度な専門性が求められます。巡回や監視業務を24時間途切れなく行う必要があり、若年層の確保や交代体制の維持は困難です。また、警備員の教育・訓練水準が不十分だと、現場判断ミスや緊急事案対応の遅れが発生する可能性があります。実際、海外の空港では勤務シフトの穴により一部検査レーンが手薄になり、不審者対応に遅れが生じた事例も報告されています。なお、外国人職員を雇用する場合、語学力は向上する一方で、日本語による指示・連携や情報管理リテラシーにばらつきが生じる可能性があり、適切な教育が不可欠です。 2. 情報管理・サイバーリスク 警備員は空港内の制限区域や施設情報にアクセスするため、情報漏えいや意図せぬ外部流出のリスクがあります。電子監視システムや通報端末を利用する場合、サイバー攻撃や端末紛失・盗難による位置情報・防護ルートの漏えいが懸念されます。実際、日本国内の空港では、内部資料を適切に管理できず巡回ルート情報が流出しかけた事例もあります。外国籍職員を含む場合、情報の取り扱いや守秘義務に関する教育・契約を徹底する必要があります。 3. 非常時対応と業務継続リスク 1で挙げた事例にあるように、緊急事案が発生した場合、警備員の増援・応援要請により一時的に特定区域の巡回や監視が手薄になることがあります。この場合、侵入者や不審者が空いた区域を狙う可能性があり、非常時対応の動線・人員配置の確保が不十分だと空港保安に重大な影響を及ぼします。過去の事例でも、応援要員が間に合わず、一部区域が一時的に空くことでリスクが高まったケースがあります。契約上、業務継続計画の策定や応援体制の明確化が求められます。 4. 外国籍職員・外国企業の関与リスク 外国籍職員を雇用する場合、言語、文化・価値観の違いによる連携の遅れ、情報リテラシーやモラルのばらつきが懸念されます。教育・監督体制の徹底が不可欠です。警備業務会社自体が外国企業、特に中国資本の場合、国家情報法や国家安全法の影響で、契約上は守秘義務を課しても情報が外部に流出するリスクが構造的に存在します。入札条件や契約での監督・制裁規定の強化が必要です。 【意見】 入札条件に下記内容が必要だと考えます。 4. 入札に参加する者の募集に関する事項(法第14条第2項第4号)について ・外国籍職員の身元確認と守秘義務教育を義務化。 10. 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項(法第14条第2項第11号) ・語学力・情報リテラシー・現場判断力を評価項目に明示。 ・緊急時応援体制・巡回動線を明確化し、空白区域が生じない仕組みを入札条件に組み込む。 ・業務継続計画の策定・検証を必須化。 つきましては、民間委託の効率化のみを優先するのではなく、安全・機密・人員質の確保を重視した入札設計が望まれます。適切な教育・監督・情報管理の徹底なしには、空港保安の質を維持することは難しいのではないのでしょうか。	4. に対する回答 ・配置する職員については、外国人にかかわらず、1. 1. 4(1)において、民間事業者は教育訓練計画(保安関連情報の取扱いについてを含む)を作成し、監督職員の承認を得た上で、配置警備員のすべてに実施し、監督職員にその結果を報告することを求めています。また、8. 1. 1にて配置職員の名簿及び雇用証明書等により正社員であることや身元の確認を行うこととしております。 10. に対する回答 ・配置する職員については、正社員であり、我が国の警備業法に基づく施設警備に係る国家資格を有することを求めています。また、受注後、監督職員にて空港警備に特化した教育訓練を実施し、業務を確実に遂行できる職員が配置されることを確認しております。一方、情報リテラシーや現場判断力に関しては、3. 入札参加資格に関する事項及び4. 入札に参加する者の募集に関する事項等を満たすことで担保しております。 ・緊急時応援体制については、1. 1. 5(1)②にて緊急事案発生により空港の保安が憂慮される際は、警備強化に必要な増員配置を求めていることから、業務体制などをよりきめ細やかに確認するなどして対応してまいります。 また、巡回動線については、保安上の理由により開示できない情報を含むことから、民間事業者の決定後、開示することとしております。 ・業務継続計画の重要性は認識しておりますので、仮に策定していない民間事業者に決定した場合、業務体制などをよりきめ細やかに確認するなどして対応してまいります。	無	
		20		10. 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項(法第14条第2項第11号)	1. 1. 5 警備業務の内容 1. 1. 5 警備業務の内容 (4-2)事案等への措置 丸3の「不審物を発見した場合は、そのままの状況に留め置き」に対し、爆発物が積載されているかもしれないのに、丸4の「巡回警備の範囲内において当該無人航空機等に可能な限り接近」としたことは、過度の要件である。	内容を再度精査し、右記の通り文言を修正することいたします。	有	【修正前】 ④無人航空機等を発見した場合は速やかに警備統括者へ報告しその指示に従うこと。その際、巡回警備の範囲内において当該無人航空機等に可能な限り接近し、警備統括に報告すること。 【修正後】 ④無人航空機等を発見した場合は速やかに警備統括者へ報告しその指示に従うこと。
3	実施要項案	2	-	1. 1. 4 一般指示事項	1. 1. 4 一般指示事項 (4) 令和8年度から令和10年度にかけて庁舎移転及び空港整備工事が計画されており、敷地面積及び建物の延面積、制限区域の形状、巡回警備車両の走行距離、防護システム監視担当業務等が一部変更となる予定であること	設定経路及び空港の平面図については、保安上の理由により開示できない情報を含むことから、現時点における概ねの距離を記載しております。	無	
		4		1. 1. 5 警備業務の内容	また、1. 1. 5 警備業務の内容 (4-1)巡回警備担当業務 丸8「別途指示する巡回経路において、1回あたりの走行距離は概ね7. 3kmとし」ていることについて、車両又は徒歩の距離が明確されていないため、詳細な設定経路及び空港の平面図を開示すべきである。			